議案第４６号　東郷町廃棄物等持ち去り防止に関する条例の制定について

討論一覧（討論順掲載）

賛成討論 石原えりか 議員

住民の安全・安心と資源を守る条例

本条例案は、ごみ集積場所からの資源ごみ等の持ち去りを禁止し、悪質な違反者に禁止命令や 20 万円以下の罰金を科すなど実効性のある内容である。
私自身、令和 7 年第 3 回定例会にて住民の切実な声を受け持ち去り対策を質し、前向きな答弁を得た。その後わずか 1 年で迅速に条例案を作成・提出された執行部の対応に深く感謝申し上げる。
地域がルールを守り排出されたごみの不当な持ち去りは、循環型社会の形成を阻害するだけでなく、不審者徘徊など住民の安全・安心な生活を脅かす要因となる。今回の条例制定という形での実効策の実現は、地域防犯の観点からも大きな前進であり、安心して暮らせるまちづくりに大きく寄与する。
本条例の制定を契機に、町と町民、関係機関が連携を深め、東郷町が「安全で安心なまち」としてさらに発展することを心より願い、町民の安全な暮らしと循環型社会を推進する本条例案に強く賛同する。

反対討論 中野まさひろ 議員

町民を危険にさらす持ち去り通報

本議案は資源廃棄物等の持ち去り対策を目指すもので、私は、持ち去り対策自体には賛成である。しかし、第 4 条「通報及び調査」の条文には看過できない問題点がある。
条文中の「違反行為者を特定できる場合は通報に努める」との規定は、正義感の強い町民に「相手の素性を突き止めねばならない」という誤った心理的誘導を与えかねない。その結果、近距離での写真撮影や接触など危険な行動を誘発し、重大な対人トラブルに発展して町民の身体・生命を危険にさらす恐れがある。
本来、違反者の調査や特定は行政や警察が担うべき公的職務であり、町民に特定を求める規定は責任転嫁である。近隣自治体を含め、条例本文に通報義務や特定要件を課す例は皆無に等しく、多くの先進自治体では直接の注意等を禁じ安全管理を徹底している。資源管理のために町民の安全や平穏な暮らしを犠牲にすべきではない。

賛成討論　髙橋道則　議員

議案第４６号に賛成いたします。資源の持ち去りに対応されて来られた、役場環境課の努力は目覚ましいものである。長年に渡りこの問題に対して日々奮闘されている。
条例の制定に賛成をする。

賛成討論　門原武志　議員

住民活動を妨げるものではない

回収されず集積場所に放置され、警告シールが貼られた廃棄物を、地域住民がリサイクルや適切なごみ出しのために持ち運ぶことは条例の対象外との答弁があり、住民の自主的な活動を阻害するものではないと確認できた。また、違反行為者を特定できる場合に町長への通報に努める規定について、違反行為者との接触を避けるよう啓発することで危険は避けられる。特定できない場合も通報されている実態があり、この規定は違反行為者に命令する町職員の職務の根拠にもなる。